

国立大学法人奈良教育大学会計規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月 1日規則第 8号
改正 平成17年3月29日規則第35号
改正 平成18年5月16日規則第61号
改正 平成24年2月22日規則第17号

目 次

第1章 総 則	(第1条～第3条)
第2章 会計組織	(第4条～第6条)
第3章 勘定及び帳簿	(第7条～第8条)
第4章 予 算	(第9条～第17条)
第5章 契 約	(第18条～第26条)
第6章 金銭等の経理および出納	(第27条～第42条)
第7章 資 金	(第43条～第47条)
第8章 資産管理	(第48条～第53条)
第9章 決 算	(第54条～第57条)
第10章 内部監査及び弁償責任	(第58条～第61条)
第11章 雑 則	(第62条～第63条)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第15条第2項の規定により、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、財政状態及び運営状況を明らかにすることにより、その業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号。以下「省令」という。）及びその他関係法令並びに法人業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業年度)

第3条 本学の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第 2 章 会計組織

(会計事務の統轄)

第 4 条 本学の会計事務は、理事（総務担当）（以下「理事」という。）が統轄する。

(会計単位及び会計事務責任者)

第 5 条 会計単位とは、予算単位における予算執行事務及びその他会計事務を処理する単位である。

- 2 前項の会計単位毎に会計事務責任者を置く。
- 3 本学の会計単位及び会計事務責任者は、別に定めるとおりとする。

(会計事務責任者の権限及び責任)

第 6 条 会計事務責任者は、会計単位における会計事務を正確かつ効率的に行わなければならない。

- 2 会計事務責任者は、事務の一部を別に定める教職員に行わせることができる。
- 3 会計事務責任者に事故等があるときは、理事が指名し学長が任命した者が事務を代理するものとする。

第 3 章 勘定及び帳簿

(勘定区分及び勘定科目)

第 7 条 本学の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理しなければならない。

(帳簿等)

第 8 条 本学は、会計に関する帳簿及び伝票（以下「帳簿等」という。）により、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し、保存しなければならない。

- 2 帳簿等の種類及び保存期間については、別に定める。
- 3 帳簿等の記録及び保存については、電子媒体によることができる。

第 4 章 予算

(予算の目的)

第 9 条 予算は、法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号（以下「準用通則法」という。））第 31 条に規定する年度計画に基づき、明確な方針のもとに編成し、本学の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算単位及び予算責任者)

第 10 条 予算単位とは、本学の予算の編成及び執行を行う単位である。

- 2 前項の予算単位毎に予算責任者を置く。
- 3 本学の予算単位及び予算責任者は、別に定めるとおりとする。

(予算責任者の権限及び責任)

第11条 予算責任者は、中期目標を達成するよう、所掌する予算単位について学長が決定し配分した予算の適正な執行に努めなければならない。

2 予算責任者は、事務の一部を別に定める教職員に行わせることができる。

3 予算責任者に事故等があるときは、理事が指名し学長が任命した者が事務を代理する。

(予算編成)

第12条 学長は、予算編成方針を策定しなければならない。

2 予算責任者は、予算編成方針に基づき作成した予算案を理事に提出しなければならない。

3 理事は、前項に基づき提出された予算案を基礎として本学の予算案を作成し、学長に提出しなければならない。

4 学長は、提出された予算案について、学則第9条第1項に規定する経営協議会（以下「経営協議会」という。）による審議の後、学則第8条第1項に規定する役員会（以下「役員会」という。）の議決を経て、予算を決定する。

(予算の配分)

第13条 学長は、各予算単位の当該予算を予算責任者に配分する。

2 前項に規定する予算の配分は、運営状況に応じて変更することができる。

3 予算責任者は、教職員に予算を配分することによって、第11条第2項に規定する予算執行の責任と権限を委譲したものとする。

(予算の執行)

第14条 予算責任者及び予算責任者より予算を配分された者（以下「予算責任者等」という。）は、配分された予算に基づき予算を執行するものとする。

2 予算責任者等は、予算の執行の際には予算差引簿等によって執行状況を常に明らかにしなければならない。

(予算の補正)

第15条 学長は、別に定める場合には、予算を補正することができる。

(予算の繰越)

第16条 学長は、別に定める場合に限り、予算を繰越すことができる。

(予算に関する決算報告)

第17条 予算責任者は、事業年度終了後、予算の執行結果を取りまとめて別に定める決算報告書により理事に報告しなければならない。

2 理事は、前項の決算報告書を取りまとめのうえ、学長に報告しなければならない。

第5章 契約

(契約事務の委譲)

第18条 契約については、学長が行うものとする。

2 学長は、契約事務を別に定める理事及び教職員に行わせることができる。

(契約の方法)

第19条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告をして申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争)

第20条 契約が次の各号に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的により、競争に加わる者が少数で一般競争入札に付する必要があるとき。
- 二 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 三 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。
- 四 その他別に定める場合

(随意契約)

第21条 契約が次の各号に該当する場合には、第19条及び第20条の規定にかかわらず、随意契約に付することができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが、不利と認められるとき。
- 四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。
- 五 その他別に定める場合

(入札)

第22条 第19条及び20条の規定による競争は、特に必要があると認められた場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもって行わなければならない。

(契約の相手方)

第23条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- 2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。
- 3 その性質又は目的から第1項の規定によりがたい契約については、価格及びその他の条件が本学にとって最も有利なものをもって申込みをした者を、契約の相手方とするこ

とができる。

(契約書の作成)

第24条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限に関する事項、その他履行に関する必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第25条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要と認められるときは監督をしなければならない。

2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な場合は検査をしなければならない。

(政府調達の実施)

第26条 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける契約について必要な事項は、別に定める。

第6章 金銭等の経理及び出納

(金銭及び有価証券の定義)

第27条 金銭とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 現金 通貨のほか、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。
 - 二 預金 当座預金、普通預金、通知預金、別段預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。
- 2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）及びその他文部科学大臣の指定するものをいう。

(金銭の出納責任者)

第28条 金銭及び有価証券（以下「金銭等」という。）の出納とは、本学における金銭等による収納、保管、支払及び振替をいう。

2 金銭等の出納は、会計事務責任者の統括のもとに、別に定める出納責任者が行うものとする。

3 出納責任者は、金銭等の出納事務を適正かつ効率的に行わなければならない。

(金融機関との取引)

第29条 金融機関（郵便局を含む。）との取引を開始し、又は終止するときは、学長の承

認を得なければならない。

(現金等の取扱)

第30条 出納責任者は、現金を遅滞なく金融機関に預け入れなければならない。ただし、業務上必要な現金の支払及び常用雑費その他小口現金払いに充てるため、手許に現金を保有することができる。

2 有価証券の保管については、別に定める場合を除き保護預けとする。

(金銭の出納手続)

第31条 出納責任者は、正当な証拠書類に基づいて作成された伝票に基づいて金銭等の出納、収納、支払及び振替を行わなければならない。

(債権の発生)

第32条 会計事務責任者は、収入の原因となる事象が生じた場合には、債権の発生を認識するとともに、債務者に対して債務の履行請求を行わなければならない。

(督促)

第33条 会計事務責任者は、納入期限までに収納されない債権があるときは、遅滞なく債務者に督促し、納入の確保を図らなければならない。

(債権の放棄等)

第34条 会計事務責任者は、省令に定める重要な財産を処分して発生した債権以外の債権の全部若しくは一部を放棄する場合は、別に定める場合を除き、学長の承認を得なければならない。

(領収書の発行)

第35条 出納責任者は、金銭を収納したときは、所定の領収書を発行しなければならない。

2 金融機関の振込によって入金されたとき又は口座振替の場合は、前項に規定する領収書の発行を省略することができる。

3 領収書の発行及びその管理は、これを厳正に行うものとする。

(支払)

第36条 出納責任者は、第25条第2項による検査に基づいて速やかに債務を確認し、支払条件に基づいて支払わなければならない。

2 前項にかかわらず、別に定める場合には、本学の事務職員が出納責任者に代わって支払うことができる。

(支払の方法)

第37条 出納責任者は、別に定める場合を除き金融機関への振込又は小切手により支払を行うものとする。ただし、役員及び教職員（以下「役職員」という。）に対する支払、小口現金払その他必要がある場合は、通貨をもって行うことができる。

2 出納責任者は、支払を行ったときは、領収書を徴しなければならない。ただし、振込の場合は銀行振込依頼書等をもって、これに代えることができる。

（預り金等）

第38条 出納責任者は、別に定める場合を除き、本学の収入又は支出とならない金銭の受払いを行ってはならない。

2 本学の収入又は支出とならない金銭の受払いについては、第30条、第35条及び37条を準用する。

（仮払い）

第39条 経費の性質上又は業務運営上必要がある場合は、別に定める経費について仮払いをすることができる。

（立替払い）

第40条 本学の役職員は、別に定めるところにより立替払いをすることができる。

（金銭等の照合）

第41条 出納責任者は、現金の手許有高を毎日現金出納帳と照合し、又は預金及び有価証券の实在高を毎月末に帳簿と照合しなければならない。

（金銭等の過不足）

第42条 出納責任者は、金銭等に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査して、会計事務責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

第7章 資金

（資金の定義）

第43条 資金とは、支払に充当することができる現金、預金及び有価証券をいう。

（資金管理）

第44条 理事は、年度計画に基づき、資金管理方針及び資金繰計画を作成し、資金の不足にあたっては調達を行い、資金の余剰が認められるときは安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

2 会計事務責任者は、資金管理方針及び資金繰計画に従って支払予定額を適時に把握し、支払口座に資金を移動させ、支払を滞らせないように努めなければならない。

（短期借入金）

第45条 理事は、一時的に資金が不足する場合には、中期計画に定める短期借入金の限度額の範囲内において、学長の承認を得て短期借入をすることができる。

2 短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金不足のため借り換えをするときには、経営協議会で審議をし、役員会の議決を経た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(長期借入金及び奈良教育大学法人債)

第46条 学長が必要と認める場合は、経営協議会で審議をし、役員会の議決を経た後、法人法第33条に規定する長期借入をし、又は奈良教育大学法人債（以下「法人債」という。）を発行することができる。

2 前項に掲げる長期借入を行い又は法人債を発行するときは、別に定める手続きにより資産を担保に供することができる。

(資金の貸付、出資、債務保証)

第47条 理事は、資金の貸付、出資及び債務保証をするときは、学長の承認を得なければならない。

第8章 資産管理

(固定資産の範囲)

第48条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とする。

(資産管理単位及び資産管理責任者)

第49条 資産管理単位とは、本学の資産に関する管理の単位である。

2 前項の資産管理単位毎に資産管理責任者を置く。

3 本学の資産管理単位及び資産管理責任者は別に定める。

(資産管理責任者の権限及び責任)

第50条 資産管理責任者は、管理帳簿により、常時、固定資産の出納、保管状況を把握することにより、その取得、維持保全、運用、処分等に関する適正な管理を行い、教育及び研究に有効な資産活用に努めなければならない。

2 資産管理責任者は、事務の一部を別に定める教職員に行わせることができる。

3 資産管理責任者に事故等があるときは、理事が指名し、学長が任命した者が事務を代理する。

(固定資産の取得又は処分)

第51条 固定資産を取得又は処分する場合には、別に定める方法による。

(減価償却及び減損に関する処理)

第52条 固定資産のうち償却資産については、期末の評価及び費用の適正な配分を目的

として、取得価額をもとに事業年度毎に所定の償却及び過大な帳簿価額を適正な金額まで減損する処理を行わなければならない。

(たな卸資産の管理)

第53条 たな卸資産の管理その他必要な事項については、別に定める。

第9章 決算

(決算の目的)

第54条 決算は、事業年度の会計記録を整理して、事業年度末の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

(月次決算)

第55条 会計事務責任者は、月次の財務状況を明らかにするため別に定める書類により、理事に報告しなければならない。

2 理事は、前項の書類を取りまとめのうえ、学長に報告しなければならない。

(年度決算)

第56条 会計事務責任者は、年度決算に必要な手続きを行い、法人法及び準用通則法に規定する財務諸表等を作成し、理事に提出しなければならない。

2 理事は、前項の財務諸表等を学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項における財務諸表等を、経営協議会において審議の後、役員会の議決を経なければならない。

(決算報告)

第57条 学長は、前条における財務諸表等に、監事及び会計監査人の意見を付し、事業年度の終了後三ヶ月以内までに文部科学大臣へ提出する。

第10章 内部監査及び弁償責任

(内部監査)

第58条 学長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、事務職員に内部監査を行わせるものとする。

2 内部監査の実施に必要な事項は、別に定める。

(会計上の義務と責任)

第59条 本学の役職員は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの職務を行わなければならない。

2 役職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、本学に損害を与えた場合は、弁償の責に任じなければならない。

(亡失等の報告)

第60条 役職員は、本学の金銭等及び固定資産を亡失、滅失又はき損したときは学長に報告しなければならない。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第61条 学長は、第59条第2項及び第60条における弁償責任の有無及び弁償額を決定する。

第11章 雑則

(実施規則)

第62条 この規程を実施するために必要な規則は、別に定める。

(規程の改廃)

第63条 この規程を改廃するときは、経営協議会の審議の後、役員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第8号)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 国立大学法人奈良教育大学会計規程(平成16年奈良教育大学規則第92号)の適用にあたり、理事(総務担当)が欠員の場合は、「理事(総務担当)」を「事務局長」に読み替えるものとする。

附 則 (平成17年規則第35号)

- 1 この規則は、平成17年3月28日から施行し、平成17年2月1日から適用する。
- 2 平成17年奈良教育大学規則第8号附則2は、削除する。
- 3 国立大学法人奈良教育大学会計規程(平成16年奈良教育大学規則第92条)の適用にあたり理事(総務担当)が欠員の場合は、「理事(総務担当)」を「理事(教育担当)」に読み替えるものとし、理事(教育担当)は学長の承認を得て一部権限について事務局長に委譲することができる。

附 則 (平成18年規則第61号)

この規則は、平成18年5月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。